

平成28年12月20日

大井町長 間宮恒行 様

大井町補助金等交付審査委員会
委員長 桐村 洋
委員長職務代理 鈴木 和夫
委員 小野 公郁
委員 小原 優子
委員 斉藤 百合子
委員 柳川 恵子

平成28年度大井町補助金等交付審査委員会提言書

1 はじめに

本委員会では、大井町補助金等交付規則及び大井町補助金等交付審査委員会設置要綱等に基づき、貴職から依頼のありました補助金の交付申請に対し、審査を行いました。

平成29年度交付分の団体補助金につきましては、大井町補助金公募制度に基づき申請のあった29件のうち、新規に申請のあった団体、補助金申請額に増額のあった団体及び補助開始から2年目となる団体、昨年よりは減額申請ではあるものの一昨年の申請よりも増額となっている7件について審査しました。また、「その他県補助金交付基準に従い交付している団体、町が本来育成等を行うべき団体及び町の政策に関わる団体」に該当する22件については、町の判断に委ねることとして審査対象から除外しました。

審査にあたっては、各委員において、申請団体から提出された書類を事前精査するとともに、所管する課に事業の詳細な説明を求め、募集要項等に定めた交付条件に照らして、慎重に検討しました。

つきましては、ここに補助金交付の適否及び金額の適格性等の意見を提言します。

2 審査委員会開催日

平成28年11月24日（木） 9:00～12:00

3 申請及び審査結果の概要

(1) 申請件数 29件

(2) 審査件数 7件

申請額 7,593千円

採択額 7,593千円

※審査会における審査結果については、別紙のとおりです。

4 審査の目安

審査にあたっては、交付条件に掲げるもののほか次の点を目安としました。

(1) 効率性について

ア 将来、自立的な活動が期待できること。特に、運営費補助については、団体における組織力の強化や運営基盤の安定化が交付目的であるため、終期を確定し、事業費補助へ転換していくことが望まれる。

イ 慰労的な飲食費、宿泊費については、総支出において多くを占めないこと。

ウ 補助率の基準としては、事業費であれば1/2、運営費であれば1/4程度が適正と考えられる。ただし、住民に及ぼす効果及び影響が高いものについては、この例に拠らず適宜判断する。また、補助率による交付がなじまない案件については定額措置も可とする。

エ 繰越金が収入の30%以内であること。また、原則として補助額を超えていないこと。

(2) 適格性について

ア 法令に抵触していないこと。

イ 社会性の高い町民公益活動であること。

ウ 添付書類において、会計処理が適切であること。

エ 事業（活動）内容が、団体の目的と合致していること。

オ 補助を必要とする理由が適切であること。

5 総評

本委員会では、審査した7団体について、各委員において事前に配付された関係書類の内容を確認するとともに、申請団体及び担当課から事業内容の説明を受け、質疑応答を通じ、課題点等について議論をいたしました。

審査では、所管課評価シート及び団体調書等により当該団体の活動が分りやすく記載されておりましたが、書面での判断が困難な点については、申請団体及び担当課からの意見聴取により判断しました。

以下、審査をとおして、今後の課題として次の点に強く留意することを望みます。

(1) 補助対象団体にあつては、本制度の趣旨に鑑み、町との連携を通じた協働の理念を推進するため、活発に活動を展開していただくとともに、積極的な活動の周知をとおして、多くの町民に活動が浸透していくことを期待します。

(2) 補助対象団体にあつては、事業活動の目標を定めるとともに、将来的に自主運営が可能な体制づくりに向けた活動を展開していただくようお願いします。

(3) 町においては、補助対象団体に対する運営費補助及び事業費補助の区分を明確にするなど、町民に対する透明性の確保に一層努めるとともに、町民に広く活用される制度を実施することを期待します。

6 むすびに

大井町を取り巻く社会的・経済的状況の厳しさは変わらず、本格的な少子高齢化社会の到来により今後の町の活力が懸念されるなか、この補助金公募制度は町民の求めるまちづくりを進めていくための「協働」社会の構築に欠かせないものとなっています。

大井町補助金等交付審査委員会は、「協働」の取り組みを推進するなかで、非常に大きな役割を果たしており、委員として審査に携わることは、まちづくりの一端を担うことへの職責の重さと同時に大変な誇りを感じております。

大井町では総合計画のなかで「人づくり・まちづくり・未来づくり」を掲げています。職員の皆さまにおかれましては、それぞれの知識や経験を活かして新たな協働の取り組みを構築し、大井町のまちづくりが町民と町の相互で進められるよう祈念し、むすびとさせていただきます。